第二十五条の二十四の四中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の五中「第二十七条の十一第一項第四号」を「第二十七条の十三第一項第四号」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十五第一項中「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項」を「十八歳以上の入所者（法第二十四条の二十四第一項」に、「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「加齢児に」を「十八歳以上の入所者に」に、「同条第一項第一号」を「令第二十七条の十三第一項第一号」に改め、同条第二項中「（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）」を削り、「第二十七条の十一第二項第二号」を「第二十七条の十三第二項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「加齢児」を「十八歳以上の入所者」に改める。

第二十五条の二十六第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「（平成十二年厚生省令第二十号）」を削り、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条の次に次の十条を加える。

**第二十五条の二十六の二**　法第二十四条の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設等とする。

**第二十五条の二十六の三**　法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二　当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄

前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。

市町村は、第一項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

**第二十五条の二十六の四**　市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一　障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二　障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

一　障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二　通所受給者証を提出する必要がある旨

三　通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の障害児相談支援対象保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

市町村は、第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

**第二十五条の二十六の五**　市町村は、法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする。

**第二十五条の二十六の六**　法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　事業所の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　事業所の平面図

六　事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七　運営規程

八　障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一　当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項

十二　法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三　役員の氏名、生年月日及び住所

十四　その他指定に関し必要と認める事項

法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応可能な体制を確保している場合又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）

二　障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三　当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書